

土佐市ふるさと納税ポータルサイト運営支援業務委託仕様書

1 業務名

土佐市ふるさと納税ポータルサイト運営支援業務

2 目的

土佐市（以下「本市」という。）が実施するふるさと納税事業について、ポータルサイト運営支援を民間事業者へ委託することにより、業務の効率化を図るとともに、サイトをより効果的に運用することで、寄付金の増加並びに本市の魅力発信及び特産品の販路拡大を図り、地域の活性化に寄与することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務概要

ふるさと納税ポータルサイトとして本市が別途契約しているふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の運営全般（企画、作成、運用、改善、広告等）に関する業務。業務に含まれるポータルサイトは、委託期間当初においては「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「ふるなび」、「さとふる」及び「ふるさと納税百選」であるが、委託期間中にポータルサイトを追加する場合がある。

5 業務の詳細

(1) ポータルサイトの運営全般（企画、作成、運用、改善、広告等）に関する業務

ア 受託者は、本市が契約しているポータルサイトについて、次の事項に関する業務を行うこと。

- ① 魅力的な自治体ページ及び返礼品ページの作成（クラウドファンディングを含む）。特に返礼品ページの作成にあたっては、返礼品の写真撮影、写真の加工及び文字入れ、紹介文の作成等工夫を凝らすこと。なお、受付可能な返礼品について、年に1度以上返礼品提供事業者の意向を確認し、希望があれば返礼品ページのリニューアルを行うこと。
- ② 常に最新のトレンドを把握し、新規返礼品の開拓を行うとともに、本市及び返礼品提供事業者へ情報提供を行うこと。また、返礼品提供事業者より新規返礼品及び登録済返礼品の改良について相談があった場合は、返礼品提供事業者と調整のうえ、登録に向けた支援を行うこと。
- ③ 申込件数増加を目的とした返礼品提供事業者（新規事業者も含む）へのセミナー

一を委託期間中に年2回以上実施すること。

- ④ ポータルサイト内で寄付者の目に留まるような対策（キーワード対策など）の実施が可能で、本市返礼品のポータルサイト内の検索順位の向上に努めること。
- ⑤ ポータルサイトが実施する特集企画等の情報収集に努め、本市へ情報提供するとともに、必要に応じて、申請手続きなどに関する本市のサポートを行うこと。特集企画等に参加するかどうかは市が判断し、参加する場合の費用負担は市が負担する。

イ 受託者は、ポータルサイトが個別に提供しているサービス機能（PR、データ集計及びメールマガジン配信、レビュー対応等）について、本市と協議のうえ、積極的に活用すること。

ウ 受託者は、市のPR及び目標とする寄付金額を達成するために、必要となる広告運用を行い、運用方法及び効果について報告すること。なお、広告運用の方法については、事前に市の了解を得ること。

エ その他、本市からの指示や必要がある場合、修正、更新は迅速に対応すること。

オ ア～エの業務を実施するにあたって事業者との調整が必要な場合は、適宜、事業者との調整を行うこと。また、必要な場合は事業者への訪問を行うこと。

(2) その他本業務に関すること

本業務に係るパソコン等の事業機器等の備品及び消耗品等は、受託者が用意すること。

6 著作権等の取り扱いについて

(1) 受注者が納品する成果物にかかる著作権は、土佐市に帰属するものとし、土佐市による二次利用を可能とする。

(2) 受注者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、全て受注者が負うものとする。

7 再委託の禁止

委託業務の一括再委託や主体業務の再委託は認めない。ただし、一部業務の再委託の必要がある場合は、別途本市と協議の上書面により申請し、事前に書面にて承認を受けるものとする。

8 業務報告について

- (1) 受託者は、本市が必要と認める内容についての業務報告を月末締め翌月15日までに報告するものとする。なお、報告内容については、「5 業務の詳細」に記載している内容が確認できる
- (2) 業務の実施に重大な影響を与える事態が発生した場合は、前号に関わらずその都度速やかに報告書を提出し、本市と協議すること。

9 個人情報の取り扱いについて

受託者は、委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏洩、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行うこと。また、本業務に係る個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「土佐市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）」を遵守すること。

10 損害賠償

受託者は、委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、市、寄附者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。

11 その他

- (1) 業務内容については、本仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と協議すること。
- (3) 業務の実施に当たり、疑義が生じた事項については、市と協議のうえ決定する。
- (4) 本業務を実施するに当たり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上当然と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。
- (5) 本市が委託契約期間中に目標とする寄付金額は下記のとおりとする。
令和5年度 750,000千円
令和6年度 1,000,000千円
令和7年度 1,250,000千円
- (6) 上記に定める目標寄付金額を達成できなかった場合は、業務内容の見直し（委託期間の変更を含む）について、協議を行う場合がある。